

## 平成27年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成27年3月11日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 御宿町監査委員の選任について
- 日程第 2 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 3 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 4 号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 御宿町地域包括支援センター条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 号 御宿町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 8 議案第 8 号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 9 号 御宿町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念  
義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10 号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君

10番 滝 口 一 浩 君  
12番 大 地 達 夫 君

11番 貝 塚 嘉 軼 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総務課長	木 原 政 吉 君	企画財政課長	大 竹 伸 弘 君
産業観光課長	田 邇 義 博 君	教育課長	岩 瀬 由紀夫 君
建設環境課長	殿 岡 豊 君	税務住民課長	埋 田 稔 久 君
保健福祉課長	多 賀 孝 雄 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

---

事務局職員出席者

事務局長 渡辺 晴久君 主査 古畑 貴子君

---

### ◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から4年になります。

震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱いたしますので、ご起立願います。

黙禱。

（黙禱）

○議長（中村俊六郎君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛にお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

（午前 9時32分）

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題いたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、町監査委員としてご活躍いただいております綱島 勝氏が平成27年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

綱島 勝氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、よろしくご審議、

ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、3月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の堀川定保氏を再任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

堀川定保氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご審議、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第3号 指定管理者の指定につきまして、ご説明をさせていただきます。

指定管理者の指定にあたりましては、御宿町指定管理者選定委員会設置要綱第2条に基づきまして、指定管理者選定委員会を本年2月10日に開催いたしました。選定にあたりましては、地域福祉の向上に関する研修、講座等の実施や児童から高齢者までを対象とした各種福祉事業の運営には、専門的な知識や地域とのかかわりが重要で、これらを有する団体は現状の社会福祉協議会が適正と認められました。また、地域福祉センターで本制度を導入いたしました平成18年度から同施設の指定管理者となつております。管理運営状況は誠に良好なことなどにより、非公募方式といたしました。御宿町地域福祉センターの指定管理者の候補者が選定委員会により承認を得ましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、指定管理者の指定をするため、同法同条第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、1、御宿町地域福祉センター、2、指定管理者となる団体は、御宿町久保1135番の1、社会福祉法人御宿町社会福祉協議会、会長、佐藤日出夫、3、指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井でございます。

御宿町地域福祉センターを指定管理者とするという議案でございますが、この地域福祉センターはたしか避難所の指定にもなっているというふうに理解をしております。本日冒頭、3.11の黙禱もささげたところでございますが、この地域福祉センターは、いわゆる災害弱者の方々、そしてまたボランティアの受付と大変多岐にわたる事務を委任するということでも伺っておるわけでありますが、そうした事務についてどのようになっておるのか。特に、例えば今そういう大震災が起きたと仮定した中で、どういう事務がとられるのかということをこの場で確認をしておきたいと思います。

また、長期にわたるボランティアの受付等の事務、こうしたマニュアル等の問題、どのように指定管理の業務委任をしていくのかというのは大事な問題だろうと思いますので、この機会に確認をしたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） まず、今回協定を結ぶにあたりまして、福祉避難所としての位置づけをさせていただきました。これにつきましては、町の防災計画の中にも明記をさせていただいておりますが、職員が発災時におきましては自発的にセンターのほうに集合いたしまして、高齢者等の安否確認、高齢者の受け入れを行うというような協定になってございます。

それから、ボランティアのほうでございますが、こちらにつきましては、ボランティア連絡会を立ち上げてございまして、今後、研修会等が開催される予定になっております。広く災害活動を初め従来から行っております福祉増進のため、また高齢者のためのボランティア活動も含めまして、総合的に社会福祉協議会あるいは町の保健福祉課が共同して対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

一般論としてはわかりました。具体的に幾つかお伺いいたしますけれども、福祉避難所ということで、一番緊急的な問題としては常備薬でございますよね。こうしたもののがどの程度どのように配備をされておるのか、備蓄として。

それから、私ども相馬市に町長とともににお伺いした経緯もございますが、そこでも一番大変なのはボランティアの受付だったそうでございます。それはやはり、来ていただいた方の受付、

それからその方がどういうことをやっていただくのかということの情報ですよね、こうしたものの整理というのは大変大事であって、受付業務だけで半日、1日たつてしまっては、その方の善意というものが生かされないということにもなりますし、なおかつ、一番はやっぱり被災者ですよね、一刻も早く助け出さなければならないというのは現実だろうというふうに思いますので、そうしたことも含めてどの程度整備されているのか、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 薬のほうでございますが、基本的には一般的な外傷的なものしか、ご用意は今のところしてございません。町のほうにもけがの対応とか何かの緊急的な搬送用具やリアカー等はございます。基本的なものにつきましては、日赤から、ご存知かもしませんが、B & Gの裏に大きな倉庫がございまして、あそこで一時的だけが等の資材の対応はしてございます。ただ、常備薬的なものにつきましては、人によって違いますので、そういうしたものにつきましては、ご用意は今のところしてございません。

ただ、今後につきましては、今、要支援者のための台帳を整備してございます。これが総務課のほうの防災関係とタイアップしまして、今月中に整備をする予定になっておりますので、それに基づきまして個々の対応をしてまいりたいとは思っております。個々の対応ができるものについては随時対応していきたいとの考え方をしてございますので、とりあえずその要支援者台帳をもって今後の対応をしてゆく。細かな常備薬につきましても、そういうことは考えてございます。

ボランティアの受付でございますが、大きく分けまして、県のほうの関係と、直接町のほうに来られる方と、この2通りが考えられるというふうに考えております。県のほうの対応につきましては、町のほうで基本的に県との連絡関係を取っていきたいと。ですから、県に登録されたボランティアにつきましては、町のほうで一旦、県のほうから受けたものの情報に基づきまして、それぞれの内容によって配置をしていきます。町のほうへ直接来られる方の窓口の受付につきましては、社会福祉協議会のほうでボランティアセンターを開設いたしまして、そちらで受付をしたいと考えております。最終的にそれらの配分につきましては、当然防災本部ができますので、指示に基づきまして一括的にそれぞれの指示を受けて、それぞれの事業に応じたところに配置をしていくというような構想にはなっております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、貝塚嘉軒君。

○11番（貝塚嘉軒君） 11番、貝塚です。

指定期間の間に指定管理者である会長が辞任された場合、どのような方法、措置がとられていくんですか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 基本的には、社会福祉法人の社会福祉協議会という形の中で、あくまでも代表者が佐藤日出夫ということでございまして、法人でございますのでそれぞれ理事もいらっしゃいますので、欠けた場合にはその他の方が代表する形になろうと思います。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軒君。

○11番（貝塚嘉軒君） いや、この指定期間というのは決まっていますよね、27年4月1日から平成30年3月31日までと。それで、指定管理者というのは団体名等があって、指定管理者となっているのは会長の佐藤日出夫さんでしょう。

（「団体の代表であって……」と呼ぶ者あり）

○11番（貝塚嘉軒君） 団体の名称及び団体の代表、だから会長がなるんじゃないんですか。違うんですか。どうなんですか。私、よく知らないからそこを聞いていますよ。ですからどうなんですかと。だから会長は関係ないんですよと、団体に対して指定をするんですよというんですかということなんです。どっちなんですかということなんですよ、要は。ここに指定管理者となっているからね。及び団体名となっているけれども、どうなんですか、これ。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 失礼いたしました。

指定となる団体は社会福祉協議会でございまして、途中で代表者がかわるということであれば、当然変更申請等を行いまして、名前をかえていくということになります。ただ、今ご質問の中の指定管理者ということですが、基本的に運営自体は社会福祉法人御宿町社会福祉協議会という団体を指定しているものでありますと、その代表者が佐藤日出夫ということでございますが、この方がやめられると、当然それに対しまして代表者の変更となります。団体自体は社会福祉協議会で指定をしていきたいということです。

○議長（中村俊六郎君） よろしいですか。

（貝塚議員「はい。いいです、わかりました」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第4号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第4号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明をいたします。

本条例は、第3次地方分権一括法の施行に伴いまして、指定介護予防支援に関する基準を市町村条例で定めることに介護保険法が改正されたため、町で条例化をするものでございます。

各条文をご覧いただきたいと思います。

第1条から2ページの第3条までは、第1章、総則となっております。

第1条では、介護保険法の改正に伴う趣旨。第2条は、事業者の資格で、町暴力団排除条例との整合を明記しております。

第3条は基本方針として、第4項までとなります。第1項中の予防支援は、可能な限り利用者の居宅で自立した日常生活を営むための事業としております。今回の介護保険法の改正趣旨が在宅介護であり、国が求めております支援のもととなるもので、本条例の趣旨とも言えます。

同ページの第4条から第5条は、第2章、人員に関する基準を定めております。事業所に配

置する予防支援の従事者の資格や管理者の配置を義務づけするものでございます。

3ページの第6条から9ページの第30条までが、第3章、運営に関する基準となっております。

第6条は、第1項、第2項で利用者の同意や事業説明、第3項からは申し込みや記録ファイルの磁気媒体の使用などの規定が、次ページの第7項までとなっております。第7条は、支援の提供に関する拒否の禁止規定。第8条は、サービス提供が困難な場合の対応。第9条は、被保険者の受給資格等の確認。第10条は、支援事業者が被保険者の認定に関する協定をする旨の規定でございます。第3項では、有効期間満了時の約1ヵ月前と期限を指定しております。

第11条は、職員の身分証の携行。第12条は、利用料等の受領に関する規定でございます。介護保険法に規定する内容となっております。第13条は、証明書の交付。第14条は、指定介護予防支援事業者が、介護予防支援の一部を他の事業者に委託する場合の規定となっております。第1号では中立性、公平性を保つために、地域包括支援センター運営協議会に諮ることとしております。

次のページに移りまして、第15条は、介護予防サービスを国民健康保険団体連合会に委託した場合の事務について規定したものでございます。第16条は、書類の交付。第17条は、介護給付に関する不正行為が見られる場合、町への報告。第18条は、支援事業所の管理者の責務。第19条は、支援事業者ごとに運営規程を第6号まで定めております。第20条は、支援事業者担当者の勤務体制の設置規定。第21条は、事業を実施する場合の設備、備品の整備。第22条は、支援事業者の担当職員に対する健康管理。第23条は、前記に規定されております事業所の運営規程などの提示の義務。第24条は、事務所の担当職員等の秘密保持の原則。

次のページをご覧ください。第25条は、誇大広告の禁止。第26条は、利益授受の禁止規定。第27条は、利用者からの苦情の適正な処理。第28条は、支援事業所における事故発生時の必要な措置と対応。第29条は、支援事業所における会計区分の適正化。第30条は、諸記録の整備義務の規定でございます。第2項におきまして、保存期間を5年と定めております。

次のページをご覧ください。第31条から14ページの第33条までが、第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準となっております。

10ページの第31条では、介護予防支援に関する基本的な取扱方針に係る規定となっております。第1項の医療との連携を初め、質の高い効果的な予防支援を目指すこととしております。

第32条は、前条の基本方針に基づく具体的な取扱方針です。14ページの第28号まで支援事業者と職員に係る責務を規定しております。国の参酌基準に基づく内容となっております。第33

条は、介護予防支援の提供に関する留意点。

第34条の第5章、介護予防支援に関する基準は、法で定める介護支援事業に関する規定を各条項に準用するものでございます。

第35条の第6章は、町長の委任に関するものです。

附則におきまして、施行期日を本年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ちょっと長いですが、議案第4号のことですが、これは今般、議案第19号でありますか、第6期介護保険事業計画の策定ということで、その前段の必要な条例の整備だというふうに受けとめております。

これは、きのう和光市の視察について報告をさせていただきましたが、国は今度の介護保険制度の中で、要支援の1、2というものが外れるというような計画のようでございます。そうしたものを受け皿として、地域のさまざまな事業所等にその受け皿づくりをしてもらうものだというふうに理解をしておるわけであります。そうしますと、和光市では健康で元気になって要支援を外れると。国の今度の計画というのは、それにかかわらず、言葉は悪いんですけども、強制的に外すということで、そういう人たちを地域の中でどう見守っていくのかということだろうと思うんです、前提条件として。

じゃ、こうした場合に、今ここで細かく規定をされておりますけれども、和光市の例では、町の計画とこれら事業所との整合性と申しましょうか、ここでは確かに幾つか、例えば、「自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。」というふうに、これは3条の4項で責務を書いてある、うたっていると思うんですが、あとほとんどのところはいわゆる通常事務ですよね。取り扱いだと思うんですね。

こうした場合、繰り返しますけれども、御宿町のこれから進んでいく高齢者の施策、それをどう実現をさせようかというのは全く別だと思うんです。別と申しましょうか、先ほど言いました第6期介護保険事業計画並びに今般提案を最終的に受ける27年度予算と、これは単費でさまざまな福祉事業を行うわけでありますから、それとの相互調整を図っていくという解釈でよろしいんでしょうか。そこはどうするのかということと、もう一つ、御宿町における地域のこうした事業所というのはどういうものがあるのかと、具体的に。これからどういうものがさら

に考えられていくのかということをあわせて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 本年度は、介護元年というぐらいに、法改正に基づきまして大きく介護の方向性が変わりつつある中でのご指摘だというふうにお伺いしてございますが、今ご質問のように、今回提出しております指定介護予防支援事業、包括的に地域包括支援センターで行う要支援につきましては、1、2という指定を受けている方に対する介護予防のマネジメントということでございまして、平たく言いますと、これから介護を必要とする前段の方たち、介護度は1から5段階までございますが、その前段の方たちの支援というマネジメントをする事業所ということでございまして、ご指摘のとおり介護予防事業に大きく携わる事業所でございますので、やはりこういったものにつきましては、私たちの町計画の2015高齢者福祉計画あるいは第6期の介護保険計画との整合性は充分認識していただきながら、指導連携をしていくということになると思います。

ただ、現実問題といたしまして、今こういった支援事業所が当町にはございませんので、改めて支援事業所を立ち上げて、地域包括支援センター的なものを法人として一般の会社が立ち上げた場合の規定でございますので、当然これからということになります。今のところ事業所としては予定はございません。ただ、今後そういった事業所が出てくることにつきましては、私たちの高齢化率が非常に高い中で、やはり町地域包括センターだけではなかなか、調査業務とかマネジメント業務、人的にも対応が難しいところもございますので、今後こういった事業所が出てくれば、さらにきめ細かなケアマネジメントというものができていくことがございますので、今回それに携わります条例をお願いしているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第5号 御宿町地域包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第5号 御宿町地域包括支援センター条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

本条例の制定は、介護保険法の一部改正に伴い、法第115条の46第2項で地域包括支援センターの基準を市町村条例で定めることとされたことにより、従来要綱で設置していたものを改めるとともに、同法同条第5項の厚生労働省令で定める基準を参照することと規定されたことから、国の基準に基づき内容を整理するものでございます。

それでは、各条文をご覧ください。

第1条、設置につきましては、根拠法令である介護保険法第115条の46第2項によるものでございます。

第2条の名称及び位置につきましては、御宿町保健福祉課内となります。

第3条の事業内容は、介護保険法に規定する介護予防及び支援事業等、第1項第1号から第4号までとなります。第2項は、在宅介護の推奨となっております。

第4条第1項に規定する職員数は介護保険法の基準を参照しております。第2項は1号被保険者3,000人未満の基準となっております。

第5条は、地域包括支援センターの適切な運営のための協議会との位置づけを規定しております。

第6条は、委任。

附則は、条例の施行日を27年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町地域包括支援センター条例の制定ということで、要綱から条例に格上げをしたいというような提案だというふうに伺っております。本支援センターは、第2条ということで、保健福祉課、いわゆる役場庁舎内に置くという提案ということでございます。

お伺いをいたしたいのは第4条ですが、「常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。」ということで、1、保健師その他これに準ずる者1人、2、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人ということですが、これらの方々の今年度内の充足状況並びにこれは4月1日からということでございますので、4月1日からの充足状況と申しましょうか、計画と申しましょうか、資格も必要となるんでしょうか。資格も含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、第4条の関係でございますが、条文第1項にございますように、3,000人以上6,000人未満、第1号被保険者でございますが、私どもの町は現在、第1号被保険者、26年度現在3,525人でございますので、第1項の1号から3号までが該当するわけでございます。

第1項の保健師でございますが、今の現状といたしましては、主任保健師1名、保健師の資格を持っている者が1名、社会福祉士が1名という体制で、今実施しているわけでございます。3番目の主任介護支援専門員、こちらにつきましては、今回の介護保険法がケアマネジメントの資質や専門性という意味で、主任介護支援専門員ということを重要としているわけでございます。地域包括支援センター従事者は、介護保険法でいう3職種と言われるもののがございまして、現状としては3番目の資格者は町にございませんが、今回募集をいたしまして、4月からはこの3職種がそろう見込みとなっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

第2条との関係で、この第4条の関係があるんですが、庁内に置くということで、保健福祉課ですね。これまで4月に我々議員に提示されました分掌表を見ますと、さまざまな事務、業務を併任しているというのがこれまでの実態であったというふうに思うんです。

今、課長が私の前段の質問について答えましたけれども、まさに介護元年だと。本当にこれから地域と密接になって細かいケア、特に御宿町は、町長もご承知のとおり高齢化率で千葉県

トップであります。トップでありますけれども、元気なお年寄りがたくさんいるということで、この間もご挨拶をいただいたところでございます。こうした人たちを本当に支えていくんだと、細かい対応をとるんだと、しかも前条例については該当事業者なしということじゃありませんか、町長。指定事業者ないわけでしょう。全て御宿町がやらなくちゃいけないわけですよ。

それで、これまでも、今おっしゃった方々、昼間出ていますよ。ほとんどいらっしゃらない。帰ってきてから事務を行うんですよ。いつ終わるんですか、この事務は。明日は明日の仕事があるじゃありませんか、町長。4時、5時になって帰ってきて、明日には繰り越せないじゃありませんか。病院じゃありませんけれども、毎日のように新しい相談があるじゃありませんか。継続で細かい相談も行っていますよね。町長もこちらに総合窓口を設置されましたから、そのことはさらによくご存知だと私は思っております。

まさに4月1日からの人事配置、こうした方々が本当にこの職務に専念される状況をつくらないと、この御宿町の高齢者の方々、国は放り出そうとしているんですよ。自治体がそれを受けとめなくちゃいけないじゃありませんか。そういう決意が必要なんじゃないですか。思いやりが必要なんじゃないですか。7時も8時も電気がついていますよ。そういう働きでいいんですか。御宿町のこれまでの執務状況の報告を見ましても、心身症に対する割合が残念ながらほかより高いじゃありませんか。

きのう私は言いましたよね、いろいろな問題。どうしてああいう間違いが起きるのか。心の疲れだと思いますよ。この3月議会を迎えるにあたって、ここのところずっと土日、職員の皆さんは執務されて議案調査されているのを私は承知しております。それでよろしいんでしょうか、町長。必要だからやつていただいているんだというふうに思いますけれども、立派な仕事ができないじゃありませんか、町長。議会はこの場で終わりますよ。この方々は町民の命を預かるわけですよ。町民の暮らしを預かる人たちじゃありませんか。こういう方たちがきちんと働いてこそ、私たち若い人たちは思い切って仕事ができるわけじゃありませんか。そうじゃないんですか、町長。私は担当に聞いていませんよ、町長に聞いています。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 福祉介護業務につきましては、ご指摘のとおり高齢者の方々が非常に多いですから、まさに一番重要な部分であります。日々の仕事につきましては、多賀課長を初め課員の皆様方、状況を伺っていますが、今後につきまして、今ご指摘いただきましたが、充分に肝に銘じて対応していきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

岩瀬教育課長より議案の説明を求めます。

岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） それでは、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明いたします。

本案は、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、教育委員会制度の改正が行われ、教育委員長の廃止及び新たな教育長の設置に伴う関係条例を整備する条例を制定するものです。関係条例につきましては、第1条から第8条にて整備しております。

それでは、新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育委員会委員長が廃止され、教育長が委員長を兼ねることにより、出席説明の要求、第19条の「教育委員会

の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

2 ページをご覧ください。

御宿町職員定数条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育長が一般職から特別職となることから、改正前において教育長は一般職でしたが、職員の定数に含まれなかったため、第1条の「教育長を除く。」を、改正後は特別職となるため削るものです。

3 ページをご覧ください。

御宿町議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育長が一般職から特別職となることから、第2条の「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改めるものです。

4 ページをご覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育委員会委員長が廃止されることにより、別表中の教育委員会委員長、月額2万円を削り、教育委員会委員、月額1万7,000円に改めるものです。

5 ページをご覧ください。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育長が一般職から特別職となることから、第1条の「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改め、別表第1中、教育長の給料を54万2,000円として追加するものです。また、別表第2中、「副町長」を「副町長、教育長」とし、教育長の旅費を副町長の旅費と同額にするものです。附則第2条において、教育長が一般職から特別職となることから、教育長の給料は特別職の職員の給与及び旅費に関する条例で規定されること、勤務時間等については新たな条例において規定されることから、廃止するものです。

6 ページをご覧ください。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成27年4月1日から教育長が一般職から特別職となります。改正前において教育長は一般職でしたが、一般行政職の給料表を使用していなかったため、第2条の「ただし、教育長を除くものとする。」を、改正後は特別職となるため削るものです。

7 ページをご覧ください。

御宿町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例ですが、第3条第3項中、「於いて」を平仮名に改め、平成27年4月1日から教育委員会委員長が廃止されることにより、改正前の第3条第3項第4号の「教育委員長」を削り、改正後は第5号の「教育長」以下を繰り上

げるものです。

8ページは、学識経験者の任期、第4条において、第3条第3項第11号の学識経験者が第10号に繰り上がったため、条文中の「前条第3項第11号」を「前条第3項第10号」に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） ここで暫時休憩します。

（午前10時18分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

---

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。二、三質問があります。

教育委員会の戦後以来の大幅な一部改正ということで、教育委員会というと、私たちは学校教育だけという考え方を持っておりますけれども、そうじゃなくて、多賀課長のところと同じように大変多種にわたる、委員会という名前がちょっと、一般に学校だけという考え方を持つていますけれども、御宿はB&G、あと公民館、社会教育、生涯教育、青少年問題と、大変幅広いエリアというか範囲を持っています。

そういう中で、今回教育長が特別職になるという改正と、教育委員会の中の委員長が廃止になって教育長が特別職の教育長を兼ねると、そういう中で総合教育会議ですか、そういうものを新たにつくられて、町長もそれに加わっていくというか、町長主導のもとでやっていくという改正のことは理解できます中で、まず国の法律が地方自治体におりてきたというので、これはもういや応もないと。賛否という形もあるんですけども、そういうものではないという中で、長い間続いた教育委員会制度が4月1日から改正される要因になったのは、何が要因になったか。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今回の法律の改正につきましては、国とかでも論議されておりますけれども、大津のいじめ事件がありましたけれども、そういったことが発端になっていると言われておりますけれども、要するにそのときの教育委員会においての責任の明確化、委員

長がいたり教育長がいたりということで、その辺の今回の改正では、教育長と委員長を一本化して責任を明確化して、その中にまた新たに町長が入ってくる総合教育会議を設けて、そういった場合の迅速な対応とか責任の明確さをはっきりさせてやるということが今回の法律の改正の趣旨であると思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 責任の明確化ということですから、それは最後のほうに聞いていきますけれども、任期が4年から3年になったと。これは国のはうで決めたものだから、しようがないということはあるでしょうけれども、普通、参議院が6年、知事、首長、議員、これは任期4年ですよね、衆議院も。あと、諮問委員会は大体2年という中で、これはなぜ3年なのか。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今の新たな教育長が4年から3年になったというのは、町長の任期が4年です。教育委員も任期が4年になります。町長が選任する場合に、その方の任期中に1回教育長を選任するという意味もあるし、教育委員が4年の中で、新たな教育長のそういう意味のチェック体制といいますか、そういう形の中で法律の改正が行われたということは、文科省の通知の中にうたわれております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

要するに、町長の任期が4年ある中で1回は任命できるという形、それはよくわかりました。それでは、一般質問で石井議員から出ておりましたけれども、教育委員会の中立性をどのように担保するのかと、これ一番の問題ですね。その辺をちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） きのうもお話が出ておりましたけれども、教育委員会は教育委員会として法律の中で、改正前であっても改正後であっても、同じように職務権限というのは法律でうたわれておりますので、それをしっかりと守る。長は長の職務権限ということで、法律の中でうたわれておりますから、それをしっかりとお互い守って、重視してやるということと、また新たに今度、総合教育会議の中で、町長と教育委員会が協議していろんな事態に備えるということになっておりますので、連携する部分と、自分の職務権限をしっかりと守って教育行政にあたっていくということが、政治的な中立性を守るということになると思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そう文言で言っていますけれども、任命権者ですよ。権限が強いんですよ。総合教育会議もそれはわかりますよ。だから、国会で議論がなかなかまとまらなかったというのは、じゃどうやってそれを担保するのかと。自分たちの権限を守っていったら、一致して執行にあたるということが可能になったと。じゃ、あなたたち教育委員会がノーと言える場が出てくるんですか。これはなかなか難しいと思うんですよ。

そういう中で、中立性の侵害をどのように認定、審査するのか。どういう機関でやるのか。その担保するものがないじゃないですか。お互いの良識の中で、この世界は良識なんかないですよ。自分の権限を持った人間、教育委員会は今までの執行機関と認められていると。町長もそれなりの権限を持っていると。これは新しくできた組織ですから、その担保をどうするのかと。教育長も侵害することもあるかもしれない、町長もそういうことはある。首長はどこでも同じなんですから。それをどうやって認定して審査するのか、その後どうするのかという、そういうものが見えていないんだよ。善良な市民なんて言ったってそれはないんだよ。じゃその辺をどうやって担保するのかと。それと認定審査、検証をどうしていくのか。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） それでは、2点ほど、今話の中ではっきりしていることにつきまして話したいと思います。

1つは人事権については教育委員会がきちんとやっていく、教育長がやっていくということ。もう一つは、教科書の認定については教育委員会の裁量できちんとやっていくと。との内容の中身につきましても、いろいろな面があって、総合教育会議の中で、教育委員側と事務局側といろいろな意見が出てくると思います。一致するところと違ったところがあると思いますが、教育委員会議の大綱の中の会議の中では、両方が合わない場合は、それをきっちりやらなくていい、どっちかに決めなくてもいいというようなことでありますので、課題は残っていくと思います。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） 今回の法律の改正で、町長は町長部局、行政のトップであって、教育長は教育委員会のトップとなって、当然責任も今まで以上に重くなってくるわけです。そういう中で、今、教育長が申したように、そういったものは法律の中で、教育委員会がるべき職務権限というのは決められております。それだけ責任が重くなるから、議会の同意をいただいて教育長になるわけですけれども、町長が侵せない部分というのは法律で決められています。

ですから、それをチェックしていくということになりますと、総合教育会議で協議したもの、大綱であるとか、公表が義務づけられておりますので、町民であるとか議員の皆さん方も、チェックできますし、そういった中で政治的な中立性を保っていくべきだと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それはお互いが紳士の場合で、だからそうでない場合が世間一般、世の中にはあるわけで、それをどうやって認定、審査、侵害があったときどうするかと、それが担保するものを言っていない。確かに、私も最初に言いましたけれども、教育委員会の今までの教育政策の執行権は教育委員会にあると。先生が言われたように、教科書の選定、人事権、人事権というのは、教員に対する人事権あるいは内部の人事権であるということはわかっていますけれども、その辺のものがやっぱり担保されていないんですよ。担保されないままスタートしちゃうんですよ。世の中には阿久根市みたいな市長も出てくるわけですよ。専決、専決でいっちゃんたら、これは教育委員会と違います。まだ制度がしっかりしていない、総合教育会議だってしっかりしていない、大綱もできていない。そういう中でこれがスタートしていっちゃん、4月に。それはどうするんだという、これは全国でもそうだと思うよ、御宿町だけじゃなくて。そういうものの不安は拭えないままスタートしていくわけですよ。

そういう中で、審査機関も設置されていないと、これは事実ですからそうなんでしょう。そういう中で、今までの教育委員会は、いじめ、校内暴力、不登校等いろいろと、大津事件もございましたね。そういう中で今のような状況になったと。じゃ今までの教育委員会で、御宿もちょっと一時期ありましたけれども、今までの教育委員会でこれはどのように対応してきたかと、それが1点。

じゃ今後、総合教育会議、また特別職に教育長になると、町長もそこで一緒に会議できると。前の話と今までと、前はどう対応したのか、今後は4月1日以降どう変わっていくのかと、この2点。いじめ、不登校等に関して。

○議長（中村俊六郎君） 岩瀬教育課長。

○教育課長（岩瀬由紀夫君） いじめ等に関しては、学校内においても教育委員会においても、いじめ対策、いじめに対する法的な措置もありますけれども、そういったものをどういった対応をするかというのは決められておりますし、その中で現在いじめ等について対応しておるところであります。

今回の改正の中で、教育長の判断、またその後に対応を迅速にするために総合教育会議があって、町長も一緒にその中で協議していく。例えば大津のような大きな事件があった場合には、

その中で、対応がまだ不充分であれば、国も関与できるというような法律の改正もありますので、そういった中でいじめについては対応していくという考えであります。

それと、先ほど議員さんからの指摘があったチェックだとか審査関係の政治的な中立性ですけれども、あくまで国の法律改正があって、今度はそれを受けて町の教育委員会、また町長がその対応をするわけでありますけれども、法律に基づいた職務権限の中で、法律をきっちり守って進めていくということが前提でありますから、どういう事態が起きるかその辺の予測はつきませんけれども、あくまで法律に基づいた中できっちりと進めていくということが大事であると考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 審査のことは後にしますけれども、どう対応してきたのかといったらマニュアルどおり対応してきたという話なんです。マニュアルどおりの対応がダメで大津が出てきて、いろんな教育委員会が、マスコミのあれを見ると、言葉は悪いけれども、全くていたらくだったですよね。全くどこへ責任の所在があるかわからない教育長あるいは事務職あるいは教育委員長ですか、そういうのを見ても、全く情報を表に出さない、内部で抱え込んでいたと、だから国が関与するようなこういう問題に関して出てきたわけですけれども、今の説明だと全くわからない。今までがどういう対応できたのかと、じゃ今度は新しくなったらどういう形で対応できるのか。最後に国が出てくるという話ですけれども、国が出てくるようなんていったら教育委員会は解散ですよ。そういう中で、今まではどう対応してきたのかと、今後新しくなった4月1日以降どういう対応ができるのか、具体的に言ってください。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） それでは、今までの対応で、大津事件があった後ですけれども、御宿町あるいは千葉県も学校に対するマニュアル、御宿町のもの、それはきっとつくって学校に今あります。そして、それを年2回か3回報告が上がって、その報告は東上総へというような形で常にチェックができる体制はとっている。今後もそれにつきましては、もっときちんとやっていくということになっておりますので、今のところは対応しております。

（瀧口議員「その後は」と呼ぶ）

○教育長（浅野祥雄君） 今後ですか。今後は、これをさらに新しい教育制度の中で、きちんと総合教育会議の中でも話し合っていかなくちゃいけない。このような内容がでていますよと、あるいはこういうことになっていますよということを充分話し合いながら、進めていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

今までのは、そういうマニュアルで年に3回くらい研修をやっていると、それはわかりました。じゃ、今後町長が加わることによってどこが変わっていくんだと。大綱はまだできていないと。あと会議もまだ4月以降に開かれるという中で、それが見えないんですよ。見えない中でスタートしていくと。どこの市町村でも、首長が加わることによって、じゃどういう展開が予想されるのかと。教育委員会は引き続き執行機関として認められると、総合教育会議では最終的に執行権限は教育委員会に留保されていると、担保されていると、それもわかります。そういう中で、町長、教育委員会は、教育施策の方向性を共有して、一致して執行にあたることが可能になったと、おっしゃるとおりだと思います。そういう中で、結果として最終責任、何か問題があったとき、どっちがとるんですか。特別職の教育長か、あるいは首長なのか。問題によって違うでしょうけれども、その辺はどうなるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 実際、児童生徒の問題が起こった場合、やはり教育委員会がとるというようなことになると思います。問題はいろいろあると思いますので、学校内で起こったことや、あるいは家庭内で起こったことの問題については、それぞれことがありますので、そういう場合において、最終的にどっちがとるかということより、その内容に応じて、学校で起こったことはやはり教育委員会、教育長ということになると思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番です。

そういう中で、1つ、Q&Aをいただきましたけれども、いわゆるレインマンコントロールですね、この考え方は変わっていませんと、このため教育委員の資質、能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修等の充実が期待されるということです。レインマンコントロール、これについてどう考えているのか。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 私としましては、教育は普遍的なものであって根本は変わらないと。ということは、教育基本法の中にもあるとおり、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」にあるということが言われています。その精神は絶対変わらない。どんな形になってもこれが1つの教育の目標です。それが一番初めの目的です。その目標の中に5点ほどあります。

教育の目的を達成するために、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成しなければならない、1つは、幅広い知識と教養を身につけて、真理を求める態度を養い、豊かな情操あるいは道徳心を培っていく、そして健やかな身体を養うこと。2点目には、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3番目には、正義と責任、男女の平等、あるいは自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画して、その発展に寄与する態度を養うこと。そして、4つ目には、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。そして、最後に5つ目ですけれども、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国あるいは自分の地域、そういうものを尊重して、世界の平和のために尽くすんだというようなのが、これは絶対変わらないということで、その精神で進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

よくわかりました。従来どおり基本的なものは変えないと。そういう中で、今回の条例は、議運でも申し上げましたけれども、教育委員会の委員長の文言の削除と特別職の教育長の加筆と、加えていくことの条例の中で、新規条例が1本と、一部改正条例が7本と、廃止条例が1本と、要綱あるいは規程の規則ですね、これが9本ということの中で、ちょっとお聞きしたいのは、御宿町議員報酬及び特別職給料審議会が行われましたけれども、このメンバーと、どういう会議で行われて教育長の特別職の52万2,000円が決定していったのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これは条例に基づきまして、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、また今回は、この後にありますけれども、町長等の給料の特例に関する条例について、議員報酬及び特別職給料審議会にお諮りいたしました。メンバーについては、6名、今委嘱しております、区長会長、また農業委員会の委員長、それと漁協組合長と観光協会長、商工会長、また千葉銀の支店長ということで、6名を委嘱しております。

今回、これについて、教育長が特別職になるということで、会議を行って諮問し、答申をいただきました。これについて、本則の54万2,000円について、まず一旦は特別職に移っても、その給料については、本則は額の変更ございませんので、妥当なものとご承認いただきました。それと、これに加えて、今、減額のほうの条例を行っていますので、引き続き減額をする。町

長等の給料の特例に関する条例に加えると。30%特例として、引き続き町長の任期の間、3月31日で今の教育長の一般職としての給料の特例が失効いたしますので、4月1日以降新しく特別職となる教育長の、引き続き28年12月23日までの執行についてお諮りいたしまして、答申をいただいております。

答申内容につきましては、教育長が特別職として位置づけられることにより、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例に規定されている教育長の給料を、特別職の職員の給与及び旅費に加える改正については特に問題はないという答申と、その額についても適当であるということ。またその給与を、職責や社会経済情勢を踏まえた上で、今回、町議会で審議を尽くして、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例に定める額が適当であるが、今回3割の減額を諮問された改正案は、町長が町の財政事情等を勘案したものであり、町長に任命権がある特別職である教育長の給料の減額を町長の任期中に限り実施するものであるため、減額措置についても審議会として特に反対する理由はないという答申をいただいております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そういう中で、理由がよくわからない。54万2,000円、これは本則で載っていますけれども、教育委員長が今度廃止になりますよね。2万円が浮きますよね。廃止になるからなくなると。教育長が今度は教育委員会の委員長の職も兼ねて教育長という形で、その職務も今度は出てくるわけですよね。その辺はどう勘案したのか。

それと、何で適正なのか。適正という言葉だけで適正じゃないんですよ。どういう理由で適正かというものが見えないんですよ。適正だというのは根拠があって適正なんですよ。それが示されていない。

それともう一点、町長が任命権者だという話をなされた。確かにそうです。議会の同意が必要だと、罷免も議会の同意が必要だという歯どめはありますけれども、私がさっき聞いたところによると任期は3年だと。町長の任期とは関係ないんじゃないですか。町長の政治的なものになっちゃうじゃないですか。本人が同意して、それだったら、町長がかわろうとも継続しようとも3年じゃないですか、この条例は。あなたは、28年12月23日までだと。まさにこれ政治的な話じゃないですか。3年の任期なら3年30%カットじゃないですか。何で町長の任期までなのかな。条例で定められるんですよ、本人が同意していれば。副町長はいませんから同意も何もできませんから、これはやむを得ないという中で、あなたが言っているものは整合性がない。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私のほうから考え方をちょっと述べさせていただきますが、冒頭の政治と教育の独立性というか、あるいは中立性といいますか、これはご承知のように非常に歴史が長い。しかしながら、ここに来て國のほうが、いじめ事件に鑑みてこのような法律の改正を出してきた。私はこの改正の方向は是とします。やはりこれから、地方公共団体でいえば首長と教育長が互いに連携した中で児童生徒の教育を見ていくと、教育行政にあたっていくと。しかしながら職務権限は、先ほど申し上げましたけれども、これまでと変わらずきちんとそれは守っていくということでございます。

ここで、だから今後考えなくてはいけないこと、守っていかなくてはいけないことというのは、やはりお互いがお互いを、首長は教育長の立場を、教育長は首長の立場をお互いに尊重し合って行政に携わっていくということではないかと思います。

10号議案がございますが、そのようなことに及んでいますのでお答えさせていただきますが、給料の30%云々につきましては、私は少し前に教育長にお尋ねしました。私はこういうふうに考えているんですけれどもいかがでしょうかと。教育長は、初心変わらず、もともと私もそのように思っていましたのでよろしいですよというお話を、私が特に政治的にそうしたわけではございません。ご本人が主体的にご判断していただいて、そういうお答えをいただきましたので、議会にご提案させていただいているということでございます。

首長の立場あるいは教育長の立場は、これからしっかりと守っていかなければならぬことは、お互いがお互いの立場を尊重すること、そして行政にあたるということではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

私が言っているのは、この法律がいけないとか、反対とか賛成じゃなくて、新しい改正案が出たら、それに対してどう対応していくのかという質問なんですよ。

そういう中で、石田町政の場合は、私たちはわかっていますけれども、首長はエンドレスでいくわけじゃないから、かわっていく中で、教育長も任期3年だと、町長も任期4年だと、そういう中で、じやかわったらどうするんだと。今のまま、町長はここでそういう発言をされましたから、それは担保になっていくという中で、これはお二人がエンドレスでいくわけではないから、そういうときのものの歯どめがないじゃないか。お互い良識を持ってやっていればそれはいいけれども、そうはいかない世界も出てくるという中で質問しているわけです。

それと、じやなぜ、政治的なものでなかつたら、教育長のほうで3年間という条例じやないんですか。何で28年12月23日ですか。政治的なもの抜きだつたら、よろしいんじやないんですか、30%。先ほど言いましたけれども、副町長は存在しておりませんのでそれは別枠として、その辺の答えは、総務課長。

それと、これは30%という形で審議会にかけたと、本人の同意を得て。何で審議会は28年12月23日なんですか。本人が同意していれば3年間可能じやないですか、条例ですから。

○議長（中村俊六郎君）　瀧口議員、30%のカットについては、今の6号議案の質疑の中で質疑する部分じやないので、10号議案でそれはやってもらいたいと思いますが。

○9番（瀧口義雄君）　わかりました。じやもう一点だけ。それは議長の言うとおりだと思いますので。

そういう中で、町長。教育委員会の仕事ですね、青少年から高齢者まで。これは公民館とB&Gでやっています。それと、本来の小学校、中学校の教育、大変な問題を持っていて。また公民館活動、社会教育ですね。それから生涯教育、こういうものを1つの課でやっていますけれども、その1つの単位の中でいいんですけども、本来ならば、御宿町は班体制ですけれども、そういうものを、新たに生涯教育ですね、あるいは社会教育でもいいので、そういう形のものを設置していく気はございませんか。

○議長（中村俊六郎君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　人事あるいはマンパワーの関係は常に議会において討論されますが、先ほども福祉の問題で石井議員さんからご指摘をいただきましたが、御宿町は、財政状況を勘案しつつ行政を進めていかなくちゃいけないと、そういう中で職員の定員適正化計画もございます。できれば、今非常に行政需要が多くなっておりますので、今おっしゃられた社会関係あるいはいろんな、大きな市といいますか、3万、4万以上ぐらいの市を見ますと、やはりかなり細分化されて人員体制もあります。そういう中で、当然、いろんな事情が許せば、私もそのように対応していきたいと思いますが、その辺の判断といいますか、決断がなかなか難しいんじゃないかなと。行政を赤字財政に持つていては、これは基本的なことですからそれだけはもう免れたい。しっかりと健全財政を守っていかなくちゃいけないと考えております。

そういう中で、お一人お一人の職員にはかなり仕事量もあるんじやないかと思いますが、それは心身の健康を保ちながら仕事をしていただかなくちゃ困るわけでございます。そういう中で各部署各部署で、各課長を通じて状況を伺い、また仕事の体制を伺い、町民へのサービスがやっぱり一番重点でございますが、可能な限りできることは、そういう体制をとっていきた

いなと考えておりますが、ご意見は尊重させていただいて、今後考えながら行政を行っていきたいなと思います。

○議長（中村俊六郎君）ほかに。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君）3番、石井です。

関連ということは、前段者の質疑を受けてという意味での関連の質問をさせていただきたいと思います。

まず一番初めに、今、町長がおっしゃったことなんですねけれども、町長の給料等がここに、説明資料の5ページですか、別表第1（第2条）、町長、副町長、教育長ということで、町長が76万円、副町長が60万9,000円、今般新たに加わる教育長が54万2,000円でございますので、この内容について質問させていただきます。

今、町長はそうおっしゃいましたけれども、先ほど休憩の間、議会棟のすぐ脇の扉がありますよね。あれは入り口ですよね。私は町長に聞いていますからね。これは町長の給与、職責についてですから。町長がいらっしゃるときは町長室はいつもオープンになっています。立派なことをやられていると私は思っております。ここのドア、私、この1月から今回で4回目です。今日も住民の方が来られて、あいていないので戻ろうといたしました。どういうことなんですか。おっしゃったじゃないですか、直前に。これはあなたの責任ですよね、明確にね。76万円の責任ですか、50%の責任ですか。76万円の責任ですよね。そうじゃないんですか。

○議長（中村俊六郎君）石田町長。

○町長（石田義廣君）おっしゃることがよくわかりません。申しわけないですが、もう一度お願いします。

○3番（石井芳清君）御宿町の全てをつかさどるのが町長の仕事じゃありませんか。違いますか。住民に選挙されて長になったわけじゃありませんか。そして、約50億円の財源を運用するのが町長、この役場を運営するのが町長じゃありませんか。違いますか。町民の皆さんが高いらしているんですよ、なぜ鍵がかかっているんですか。あなたの責任じゃありませんか。私はそのことをただしているんです。

○議長（中村俊六郎君）石田町長。

○町長（石田義廣君）鍵がかかっていたということについては、当然ご指摘のとおり、私が庁舎全管理をいたしておりますので、私の責任でございまして、私の落ち度でございます。

○議長（中村俊六郎君）3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 大変大きな声を出して失礼をいたしました。

お伺いをいたしますけれども、一般的に給料表というのは、職責に基づいた給料になっておりますよね。これを見ますと、町長が76万円で、副町長が60万9,000円で、教育長が54万2,000円となっておるわけでありますけれども、一般職の給料はそれでわかります。なぜ54万2,000円でなければならないんですか。これ明確に違いますよね。たまたま職名は教育長です。きのうも今日も答えましたよね、大きな教育制度の改革だと。全く違う職責ですよね。今まででは教育委員会の事務局ですよね。事務職ですよね。今般は特別職ですよね。これ明確な差異があるじゃないですか、金額に。差異がないですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 54万2,000円ですか、今までと、一般職であった教育長の立場、また今回は特別職としての教育長の立場で、仕事の内容が違ってくるでしょうという中で、同額を提案したということの意味だと思いますが、私は、幾ら幾らにするというは、このように地教行法のほうがなってきましたので、同じような形で提案させていただきましたけれども、そこでどの程度の仕事量が増えるのかどうかというのは、明確には把握はしておりませんが、これからいろいろな意味で教育長さんと心を一つにして行政にあたるという意味で、そういう一つの大まかなといいますか、大きな気持ちでお話をし、このような額を提案させていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

給料表を例にしてお話をさせていただきましたけれども、明確な差異があるんですよ、一般職の給与と。そうですよね。町長ご自身も職員だったから、そのことはよくご存知だと思います。先ほど町長は政治的中立性、独立性について言及されました。ならば、長として極力そういうものを排除する立場をとることが大切なんじゃないですか。これ明確な違いがありますよ。違いがないんですか。そのことを私は先ほどお聞きしたんです。もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 政治的な影響といいますか、そのことについては非常に難しい判断だと思いますけれども、私は、財政多難の折、公約として50%カットをやらせていただいております。そういう中で、教育長さんの今までの給料の内容もそうであった、30%カットであったわけでございますが、私はこの議案を提案するに際して、教育長さんは、私のこうした一つの

気持ちといいますか、考え方をご理解いただいたということで、私は出させていただきました。こういう社会状況の中でございますから、ともに志を一つにして町民のために奉仕しようというこの気持ちのお互いの理解、これでご提案させていただいた。これが政治的云々ということについては、私はそれを受け入れるわけにはいきません。そういう理解には立ちません。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私の聞いていることにきちんと答えていただきたいと思います。私は、町長、副町長、教育長の給料月額について明確な差異があるのではないかということを言っているんです。差異はないんですか。

それから、あなたのおっしゃることは明確に侵害ですよ。干渉そのものじゃありませんか。ご理解いただいたということはそういうことなんですよ。ご理解いただいたとおっしゃいましたですよね、町長。それは明確にそのことを示唆しますよ。それはこの議案じゃありませんけれども、今、町長がご説明になったのは。もう一度お聞かせ願いたい。町長、副町長、教育長の給料月額に差異はないですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今お示ししてあるとおりの差異がございます。金額においてもあります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君）　日程第7、議案第7号　御宿町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

　浅野教育長より、自己に関する議案であるため退席の申し出がありますので、これを許可いたします。

（教育長　浅野祥雄君　退席）

○議長（中村俊六郎君）　石田町長より議案の説明を求めます。

　石田町長。

○町長（石田義廣君）　議案第7号　御宿町教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

　平成27年3月31日をもって、御宿町教育委員会教育長、浅野祥雄氏が任期満了となります。平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、新教育長を任命する必要があることから、浅野祥雄氏を任命いたしたく、同法附則第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

　略歴は別紙のとおりでございますので、ご同意くださるようお願いを申し上げます。

　任期につきましては、平成27年4月1日より平成30年3月31日までの3年間であります。

○議長（中村俊六郎君）　これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　質疑なしと認めます。

　本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君）　異議なしと認めます。

　これより採決を行います。

　この採決は挙手によって行います。

　議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君）　全員の挙手です。

　よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

　浅野教育長の復席を求めます。

(教育長 浅野祥雄君 復席)

○議長（中村俊六郎君） ここで、浅野教育長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 慎重なご審議、ありがとうございました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第8号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第8号 御宿町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

平成27年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、本吉幸子氏にかわり、新たに高橋裕子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

略歴は別紙のとおりでありますので、ご同意くださるようお願いを申し上げます。

任期につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間であります。

よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、午後1時まで休憩します。

(午前11時36分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第9号 御宿町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、議案第9号 御宿町教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い教育委員会制度の改正が行われ、新たに教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定が必要となるため、提案するものでございます。

第1条の趣旨ですが、教育長は4月1日から、議会の同意を得て任命された特別職となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条に、教育長は常勤であること、勤務時間中その職務に専念しなければならないと規定されていることから、この条例を制定いたします。

第2条の勤務時間、休日及び休暇ですが、教育長の勤務時間、休日及び休暇については、一般職の勤務時間、休暇等に関する条例を準用するものでございます。

第3条の職務に専念する義務の免除でございますが、教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職務に専念する義務の特例に関する条例を準用するものでございます。同条例中、任命権者及び委任を受けた者及び町長とありますのは、教育委員会と読みかえます。職務に専念する義務の免除を受ける場合は、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは、議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の給料の特例に関する条例が3月31日をもって失効することから、継続して30%減ずるための所要の改正を行うものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が常勤の特別職と位置づけられますので、本条例において教育長の給料の特例に関する条を追加するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正前の条文を第1条とし、条文の整理を行い、新たに第2条を追加し、平成27年4月1日から町長の任期である平成28年12月23日までの間、教育長の給料を本則より30%減ずるものでございます。

なお、本案につきましては、去る2月26日に御宿町議員報酬及び特別職給料審議会の審議を経ておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

---

#### ◎議案第10号の修正動議

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

本条例に対して修正の動議を提出いたします。

○議長（中村俊六郎君） ただいま、3番、石井芳清君から本案に対し修正の動議が提出されました。

この修正の動議は、会議規則第17条第2項の要件を満たしておりますので、直ちに議題といたします。

お手元に修正の動議を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 本修正案は、原案とあわせて議案第10号として審議いたします。

修正案について、提出者の説明を求めます。

3番、石井芳清君、登壇の上、説明願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 本条例に対する修正動議を提案いたします。

平成27年3月11日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

発議者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、同、大野吉弘。

議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

本改正案は、教育長の給料を30%減ずるものとなっているが、今回の教育制度の改正では、政治からの中立をどう担保するのかが問われていることと、教育委員長が廃止されることから

教育長の職責が重くなつております、職務を遂行するに足る給与が必要と考える。御宿町の財政状況を見ても、この3年間の予算は平成25年度が30億円、平成26年度が31億3,500万円、平成27年度が31億9,500万円と伸びており、少なくとも財政が危機的状況とは言えない。町長は公約でみずから報酬の50%削減を公約しており、改正案は政治的干渉の批判を免れないものである。

よつて、本条例の第2条の削除を求める。

修正案を読み上げます。

議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のとおり修正する。

原案中の「。以下「特別職給与条例」という。」及び「、本則を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。」を削る。

第2条全文を削る。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第10号及び修正案の質疑、討論、採決

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

修正案、原案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

まず、本案に対する石井芳清君から提出された修正案について採決いたします。

本修正案の採決は挙手によって行います。

本修正案に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よつて、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手によって採決いたします。

議案第10号の修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方、  
挙手願います。

(挙手多数)

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あす12日は午後2時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 1時12分)